

呉駅宝町自由通路における案内標識の取扱い基準

1 目的

この基準は、宝町地区周辺施設の管理者等から案内標識の設置申請があった場合の取扱い基準を定めるものとする。

ただし、既に道路管理者において設置されているもの、及び道路管理者により新たに設置するものは除く。

2 本基準の適用範囲

呉駅宝町自由通路

3 案内標識の許可対象施設

- (1) 公共交通施設（電車，バス，船舶乗り場等）
- (2) 公共施設（国及び地方公共団体が設置・維持管理するもの）
- (3) 自由通路に直結する大型商業施設（施設名のみ，個別のテナント，店名は認めない。）
- (4) 不特定多数の利用者が見込まれかつ準公共的な要素の強い施設
- (5) 学校（学校教育法第1条に規定する学校をいう。）及び保育所
- (6) 社会福祉法人が設ける老人福祉施設（老人福祉法第14条），老人保健施設（老人保健法第6条第4項）等の公共的施設
- (7) 総合病院（医療法第4条に規定する総合病院をいう。）及び救急病院等（「救急病院等を定める省令」（昭和39年厚生省令第8号）で定める救急病院又は救急診療所をいう。）
- (8) その他市長が特に必要と認める施設

4 事務処理方法及び許可の基準

新たに案内標識を設置しようとする者は、道路占用許可申請書と屋外広告物許可申請書（公共施設については、道路占用許可申請書のみ）を市に提出し、その許可を得るものとする。

案内標識の設置数は2箇所以内とする。

大きさは、縦20センチ，横50センチ以内とする。

色彩は、黒，白及び青を基調とする。構造は、相当程度の風雨，地震等に耐えるもので，倒壊，落下，はく離，老朽等により美観を損ない，又は公衆に危険を及ぼす恐れのないものとする。設置する場所は，通路の側面のみとする。

付 則

この基準は，平成17年6月27日から適用する。

付 則

この基準は，平成27年4月1日から適用する。

*参 考（平成17年6月現在の施設ごとの設置の取扱い(予定含む)）

施 設 名	取扱い	根 拠	備 考
広島県呉地域事務所	可	基準3の(2)	
そごう呉店	可	(3)	公共設置
呉農協	協議		
JR 呉駅	可	(1)	公共設置
呉駅前バス総合のりば	可	(1)	〃
駅ビルクレスト	可	(3)	〃
呉駅西駐車場	可	(2)	〃
ペアーレ呉	可	(2)	
呉阪急ホテル	協議		
シティ・ホール	協議		
呉社会保険事務所	可	(2)	
レクレ（仮称）	可	(3)	公共設置（予定）
観光情報プラザ（仮称）	可	(2)	〃（予定）
子育て支援センター（仮称）	可	(2)	
呉大学（呉駅南キャンパス） （仮称）	可	(5)	
バブコック日立体育館	協議		
折本マリビル	可	(3)	公共設置
ゆめタウン呉	可	(3)	〃
呉中央棧橋ターミナル	可	(1)	〃
大和ミュージアム	可	(2)	〃
海上自衛隊呉史料館（仮称）	可	(2)	〃（予定）